

福島県原子力被災12市町村農業者支援事業事務取扱要領

第1 趣 旨

この要領は、原子力被災12市町村農業者支援事業の実施について、次に定めるもののほか細部の事務取扱について定めるものとする。

- 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年8月27日法律第179号。以下「補助金等適正化法」という。）
- 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年9月26日政令第255号）
- 農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年4月30日農林省令第18号）
- 福島県補助金等の交付等に関する規則（昭和45年10月27日福島県規則第107号。以下「規則」という。）
- 福島県補助金等の交付等に関する規則の運用について（昭和45年10月28日45財第136号福島県総務部長通達）
- 原子力被災12市町村農業者支援事業補助金交付要綱（平成28年10月11日付け28文第153号農林水産事務次官依命通知。以下「国交付要綱」という。）
- 原子力被災12市町村農業者支援事業実施要綱（平成28年10月11日付け28文第152号農林水産事務次官依命通知。以下「国実施要綱」という。）
- 原子力被災12市町村農業者支援事業実施要領（平成28年10月25日付け28文第154号農林水産大臣官房文書課長通知。以下「国実施要領」という。）
- 福島県原子力被災12市町村農業者支援事業補助金交付要綱（平成28年11月14日付け28農支第2382号農林水産部長通知。以下「県交付要綱」という。）

第2 事業実施計画の提出等

事業実施主体は、国実施要綱第6の1及び国実施要領第2の1で規定する事業実施計画書（別記様式第1号）を作成するとともに、「福島県原子力被災12市町村農業者支援事業実施計画承認申請書」（第1号様式）を添付のうえ、営農再開等を行う区域の市町村長を経由して所轄の福島県農林事務所長（以下「所長」という。）に提出するものとする。

また、国実施要綱別記の1（5）の上限額3,000万円の適用を受けようとする事業実施主体は、事業の申請にあたり「福島県原子力被災12市町村農業者支援事業補助金補助限度額要件確認申出書」（第2号様式）を作成・添付し、市町村長の確認を受けるものとする。

なお、営農再開等の区域が複数の市町村にまたがる場合は、主たる市町村以外の関係する市町村長に当該事業計画書の写しを提出するものとする。

- 2 市町村長は、事業実施主体から提出された事業実施計画について、必要な調整及び確認を行い、「福島県原子力被災12市町村農業者支援事業実施計画に関する確認書」（第3号様式）を添付のうえ所轄の所長へ提出するものとする。

- 3 所長は、前項の事業実施計画について、必要な指導及び調整を行い、第4号様式により農林水産部長（以下「部長」という。）と事業目標の妥当性の協議を行うものとする。
- 4 部長は、前項により協議のあった事業実施計画の事業目標の妥当性について、適当と認められる場合には、第5号様式により通知する。
- 5 所長は審査の結果適当と認められる場合は、事業実施主体に対し、第6号様式により承認を行うとともに、市町村長に対しその写しを通知するものとする。
- 6 事業実施にあたり、土地改良法（昭和24年6月6日法律第195号）に基づく確認、建築基準法（昭和25年5月24日法律第201号）に基づく確認、農地法（昭和27年7月15日法律第229号）、森林法（昭和26年6月26日法律第249号）等に基づく届出、許可を必要とするときは、事業実施主体は、関係法規の定めるところにより当該許認可等を得るものとする。

第3 補助金の割当内示

部長は、予算の範囲内で所長に対し、補助金の割当内示を行うものとする（第7号様式）。

- 2 所長は、配分された補助金枠の範囲内で、事業実施主体及び市町村（以下「事業実施主体等」という。）に対し、補助金額を割当内示するものとする（第8号様式）。

第4 補助金交付申請書の提出

事業実施主体等は、第3の2の規定による補助金額の割当内示があったときは、別に指示された日までに県交付要綱第3条第1項による補助金交付申請書を所長に提出するものとする。

第5 補助金の交付の決定

所長は、補助対象事業にかかる補助金の交付を決定したときは、事業実施主体等に対して交付決定通知書（第9号様式の書例を参照すること。）を交付するものとする。

第6 事業の実施

1 事業の着手

- (1) 事業の着手は、原則として補助金交付決定（以下「指令」という。）に基づき行うものとし、事業実施主体は、本事業を着手したときは、速やかにその旨を第10号様式により、所長に届け出るものとする。

ただし、補助金交付の内示後であって、やむを得ない事情により指令前に着手する必要がある場合には、事業実施主体は、次の3つの条件を承諾のうえ、あらかじめ指令前着手届（第11号様式）を所長に提出するものとする。

- ア 諸般の事情から補助金が交付されないことになっても異議を申し出ないこと。
- イ 補助金交付決定前に事業計画を変更しないこと。

- ウ 補助金交付決定前に災害を受けた場合は全額自己負担で復旧すること。
- (2) 前号のただし書きにより指令前に着手する場合には、事業実施主体等は、指令までの損失等について、自らで負担することを了知の上で行うものとする。
- (3) 所長は、指令前着手について事前にその理由等を十分に検討して最小限にとどめるよう指導するほか、着手後においても必要な指導を十分に行うものとする。

2 事業の実施方法

- (1) 事業の実施に当たっては、入札又は見積もり合わせなどにより事業費の低減に努めるとする。
- (2) 事業の施行方法は、直営施行、請負施行及び委託施行のいずれかによるものとし、1つの事業については1つの施行方法により実施することを原則とする。
- ただし、事業費の低減を図るため適切と認められる場合には、1つの事業について工種又は施設等の区分を明確にして2つ以上の施行方法により施行することができるものとする。

なお、製造請負工事を伴わない建設工事の施行方法は、原則として請負施行によるものとする。

ア 直営施行

直営施行においては、事業実施主体は、事業実施計画書、仕様書及び設計図に基づき、直接材料の購入や人夫の使役等を行い所定の期間内に事業を施行するとともに、現場主任等を選任し、現場の事務の一切の処理にあたらせることにより、事業の適正な実施を図るものとする。選任された現場主任等は適正な工事の実施を図るため、工事材料の検収・受払・使役人夫の出面の確認を確実にを行うほか、主要工事及び埋設又は隠ぺいにより工事完了後には明示できない部分の現場写真の撮影、工事日誌の記録等により実施状況を明確にするものとする。

イ 請負施行

請負施行においては、事業実施主体は、工事請負人を定め事業実施設計書、仕様書及び設計図に基づき、かつ、所定の請負代金をもって、所定の期間内に工事を完了させるものとし、指導監督及び検査等は次により行い、適正を期するものとする。

(ア) 工事の指導監督

事業実施主体は、請負契約と同時に請負人に工程表等を提出させるとともに、請負人に現場代理人を定めさせ、工事に関する一切の事項を処理させるものとする。

また、事業実施主体は、現場監督員等を選任し、請負契約、仕様書及び設計図に定められた事項について、工程表のとおり工事が実施されるよう指導監督等にあたらせるほか、主要工事及び埋設又は隠ぺいにより工事完了後には明示できない部分の現場写真の撮影、工事日誌の記録等を行わせるものとする。

(イ) 工事の検査及び引渡し

事業実施主体は、請負人が工事を完了したときは、当該請負人から工事完了届を提出させるとともに、竣工検査を行ったうえで引渡しを受けるものとする。

この場合、竣工検査に合格しないときは、請負人に期間を定めて手直し工事を行わせ、再度検査を行った後に引渡しを受けるものとする。

また、当該検査に合格した工事については、請負人に引取証を交付するものとする。

ウ 委託施行

委託施行においては、事業実施主体は、当該事業の目的、内容を踏まえて、かつ、適正な契約手続きに基づき選定された受託者と工事の委託契約を締結し、受託者に実施設計書、仕様書及び設計図に基づき、かつ、所定の委託金額をもって、所定の期間内に工事を完成させるとともに、工事に要した経費の明細書の提出を受けて、工事費の精算を行うものとする。

また、委託施行とする場合は、法人の場合、請負施行との比較検討を行い、委託施行によることとした理由を明確にしておくものとする。

なお、委託施行における工事の指導監督、検査及び引渡し等については、請負施行に準じて適正に行うものとする。

3 会計経理

会計経理は次に掲げる事項に留意して適正に処理するものとする。

- (1) 補助対象事業費は他の経理と区別して行うものとする。
- (2) 事業費の支払いは契約人からの支払い請求に基づき出来高を確認のうえ行うものとし、その都度領収書を受領すること。
- (3) 金銭の出納は金銭出納簿を設けて行い、現金取扱いを避け金融機関の貯金口座で処理すること。
- (4) 領収書等金銭の出納等に関する資料は項目別、日付順に整理し、処理顛末を明確にしておくこと。

第7 事業実施計画の変更等

事業実施主体等は、国実施要綱第6の2及び県交付要綱別表に規定する重要な変更をする場合には、国実施要綱第6の2及び4、並びに国実施要領第2に準じ、県交付要綱第5条に基づいて行うものとする。(国実施要領第2の2・別記様式第2号、第12-1号様式)

なお、県交付要綱第4条第1項に規定する軽微な変更を行う場合には、所長に速やかに提出するものとする。(第12-2号様式)

- 2 事業実施主体等は、諸般の事由により、補助事業が予定の期間内に終了せず、又は、補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに所長に報告しその指示を受けるものとする。

また、報告を受けた所長においても、速やかに部長に報告しその指示を受けるものとする。

第8 完了報告書

事業実施主体は、工事を伴う補助対象事業が完了したときは、しゅん功検査を行い、所長に速やかに「福島県原子力被災12市町村農業者支援事業補助金のしゅん功届」（第13号様式）を提出するものとする。

- 2 事業完了に伴い工事完了届、建築基準法に基づく届出、使用承認等を必要とする場合は、事業実施主体は関係法規の定めるところにより、それぞれ所要の手続きを行うものとする。

第9 実績報告書

事業実施主体等は、補助事業が完了したときは、国実施要綱第6の6、国実施要領第2の3（別記様式第3号）及び県交付要綱に基づき実績報告書を作成し、必要な書類を添付して所長に提出するものとする。

- 2 工事を伴う補助事業にあつて、前項の規定でいう必要な書類とは、出来高設計書、図面、工事写真等とする。

第10 事業実施状況報告書

所長は、毎年、5月10日までに前年度の事業実績を国実施要綱第7及び国実施要領第3の別記様式第4号により作成し、部長に報告するとともに、市町村長へその写しを通知するものとする。

第11 事業評価報告書

所長は、国実施要綱第10の1に基づく当該調査を行い、第14号様式により、部長が別に定める期限までに部長あて提出するものとする。

- 2 所長は、前項の調査を踏まえ、必要に応じ事業実施主体等に対して必要な改善措置を指導するとともに、当該成果目標が達成されるまでの間、前項の規定に準じ改善状況の報告をさせるものとする。

第12 成果確認検査

所長は、事業実施主体等から実績報告書の提出を受けたときは事業の成果確認検査を行うものとする。事業の確認検査に当たっては、「農林水産部所管の補助事業等に係る検査事務取扱要領」（平成6年4月1日付け6農第36号農林水産部長通知）に基づいて行うものとする。

第13 補助金の額の確定

所長は、第12の成果確認検査により、補助金交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定するものとする。補助金の額の確定に当たっては、「補助金等の額の確定に関する事務取扱について」（昭和50年1月27日付け50農林第14号農地林務部長

通知)又は「補助金等の額の確定について」(昭和51年8月20日付け51農政号外農政部長通知)に基づいて行うものとする。

第14 関係書類の整備

事業実施主体等は、補助事業の実施に係る次に掲げる関係書類等を整備、保管しておくものとする。

1 予算関係書類

- (1) 事業実施に関する会議(議会)等の議事録
- (2) 予算書及び決算書
- (3) 分(負)担金、賦課明細書
- (4) その他

2 事業施行関係書類

- (1) 直営施行の場合
 - ア 入札願末書類
 - イ 物品、資材等購入、検収及び受払簿
 - ウ 賃金台帳、労務出面簿
 - エ 工事日誌及び工事経過写真
 - オ その他
- (2) 請負施行の場合
 - ア 実施設計書、出来高設計書
 - イ 入札願末書類
 - ウ 請負契約書
 - エ 工事着工、完了届及び工事経過写真、工事日誌
 - オ その他
- (3) 委託施行の場合
 - ア 委託願末書類
 - イ 委託契約書
 - ウ 工事着工、完了届及び工事経過写真、工事日誌
 - エ その他

3 経理関係書類

- (1) 金銭出納簿
- (2) 分(負)担金徴収台帳
- (3) 証拠書類(見積、請求、領収書及び借用書等)
- (4) その他

4 往復文書

補助事業に係る計画協議から実績に至るまでの書類

5 施設管理関係書類

- (1) 管理、運営規定又は利用規定
- (2) 財産管理台帳

(3) その他

第15 施設の管理

事業実施主体等は、事業によって取得した施設（樹園地を含む。以下「施設」という。）は、常に良好な状態で管理し、その設置目的に即して最も効率的な運用を図るものとする。

1 管理主体

施設の管理は、原則として事業実施主体が行うものとする。

2 管理方法

(1) 事業実施主体は、施設の状況を明確にするため、施設財産の種類、所在、構造、価格及び取得年月日等を記載した「補助金等交付事務の取り扱いについて」（昭和39年11月19日付け39経第4086号農林大臣官房経理課長通知）に基づく財産管理台帳を備え置くものとする。

(2) 管理主体の長は、施設ごとに管理規定又は利用規定を定めて適切な管理を行うこと。なお、当該施設の管理又は利用規定は次の事項を含むものとする。

ア 目的

イ 施設の種類、構造、規模、型式及び数量

ウ 施設の所在

エ 管理責任者

オ 利用者の範囲

カ 利用方法に関する事項

キ 使用料に関する事項

ク 施設の保全に関する事項

ケ 施設の償却に関する事項

3 増改築等に伴う手続き

事業実施主体は、施設等について、その処分制限期間内に当初の交付目的に即した利用が期待し得ないことが明らかになり、適正化法第22条に基づく財産処分として、当該施設等を当該補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準について」（平成20年5月23日付け20経第385号農林水産省大臣官房経理課長通知。以下「承認基準」という。）の定めるところにより、その旨を、国実施要綱別記3の(2)に基づき第15号様式により所長を経由して部長に申請し、承認を受けなければならない。

4 事業実施主体は、事業によって取得し、又は効用の増加した施設の移転、更新又は主要機能の変更を伴う増築、改築、模様替えをしようとするときは、事業実施主体は、所長あてにそれぞれ必要性を検討のうえ、第16号様式により届け出るものとする。

第16 災害の報告

事業実施主体等は、天災その他の災害により、補助対象事業が予定の期間内に完了せず、又は交付対象事業の遂行が困難となった場合は、国実施要綱別記3の(3)及び国実施要領第6(別記様式第6号)により、速やかにその旨を所長に報告し、その指示を受けるものとする。

なお、報告に当たっては、災害の種類、被災年月日、被災時の工事進捗度、被災程度、復旧見込額及び防災、復旧措置等を明らかにした上で被災写真を添付するものとする。

また、所長は、必要がある場合、現地調査等を実施し、報告事項の確認を行うものとする。

- 2 補助事業によって取得し又は効用の増加した施設等について、耐用年数期間内に天災その他の災害を受けたときは、事業実施主体等は国実施要綱別記3の(3)及び国実施要領第6(別記様式第6号)により、直ちに所長に届け出るものとする。

届出を受けた所長は、当該施設等の被害状況を調査確認し、遅滞なく調査の概要及び対応措置等を付して第17号様式により部長あて報告するものとする。

なお、部長は必要に応じて事業実施主体に対し指導を行うものとする。

- 3 前項の報告の後、当該施設等の復旧が不可能であると判断した場合にあっては、承認基準の定めるところにより、所長を経由して部長に報告を行い、その確認を受けるものとする。

附 則

- 1 この事務取扱要領は、平成28年11月14日から施行し、平成28年度分の補助金から適用する。
- 2 この事務取扱要領は、平成31年3月27日から施行し、平成30年度分の補助金から適用する。
- 3 この事務取扱要領は、令和3年4月1日から施行し、令和3年度分の補助金から適用する。

(第1号様式)

(番 号)
年 月 日

福島県〇〇農林事務所長
(〇〇市町村長経由)

所 在 地
名 称
代表者氏名

〇〇年度福島県原子力被災12市町村農業者支援事業実施計画承認申請書

福島県原子力被災12市町村農業者支援事業事務取扱要領第2の1の規定に基づき、下記のとおり承認申請します。

記

1 事業実施主体名

2 事業実施計画 別添実施計画書(別記様式第1号)のとおり

(注1) 次の事項にチェックすること。

- 12市町村において営農を再開
- 12市町村において現に営農をしており、規模拡大又は新規作物導入
- 12市町村において新たに営農を開始
- その他

(注2) 次の書類を添付すること。

- 債権者登録(変更)申請書(補助金の受け入れ等の通帳表紙の写し)
- 納税証明書(県税の未納がないことを証明するもの)
- 補助事業実施年度の前年及び前々年度の確定申告書の写し並びに直近の消費税確定申告書の写し(消費税確定申告書の写しは課税事業者の場合)
- 自己負担分の資金が確保されていることを証明する資料(通帳残高の写し等)
- 暴力団排除に関する誓約書
- 福島県原子力被災12市町村農業者支援事業補助金補助限度額要件確認申出書
※該当する場合のみ

(第2号様式)

(番 号)
年 月 日

市 町 村 長 様

所 在 地
名 称
代表者氏名

〇〇年度福島県原子力被災12市町村農業者支援事業補助金補助限度額
要件確認申出書

福島県原子力被災12市町村農業者支援事業事務取扱要領第2の1の規定に基づき、下記
のとおり確認願います。

なお、この申出に係る確認は、補助金の交付決定を約束するものではないことを承知し
ております。

記

1 補助限度額要件

項 目	内容等
今回の事業計画について、原子力災害からの復興に向けた市町村の計画等の実施に資するものであることを確認できる市町村計画の該当箇所	市町村復興計画等の名称 頁 行目から 頁 行目まで

〇〇年度福島県原子力被災12市町村農業者支援事業補助金補助限度額
要件確認書

年 月 日

〇〇〇〇〇農林事務所長 様

(12市町村長)

事業実施主体が策定した事業実施計画は、当自治体が定めた「
」
計画の実施に資するものであり、かつ、事業実施主体の経営規模、経営内容からみて、営
農再開等にあたって、多額の初期投資が必要であることを確認しました。

(第3号様式)

(番 号)
年 月 日

福島県〇〇農林事務所長

(12市町村長)

〇〇年度福島県原子力被災12市町村農業者支援事業実施計画に関する確認書

このことについて、下記の事業実施主体が作成した福島県原子力被災12市町村農業者支援事業実施計画書について、以下のとおり計画の妥当性及び実効性が見込まれることを確認します。

記

1 事業実施主体名

2 確認事項

確認事項及びその適否		「不適」の理由
① 事業実施主体は、国実施要綱別記4及び国実施要領第7に該当する農業者等である。	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 不適	
② 計画の承認申請に必要な書類が整っている。	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 不適	
③ 事業計画は、営農の再開等を行い、営農の自立的な継続と発展を図る上で必要な内容が掲載されている。	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 不適	
④ 事業受益地は国実施要綱別記1(9)の要件を満たしている。	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 不適	
⑤ 事業実施主体は被災地域農業総合復興支援事業(国実施要綱別記1(10)関係)の目標設定や導入済みの工種等とは関わらない取り組みである。	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 不適	
⑥ その他()		

注) 本確認書は事業計画の認定の確約を前提したものではありません。

(第4号様式)

(番 号)
年 月 日

農 林 水 産 部 長

〇〇〇農林事務所長

〇〇年度福島県原子力被災12市町村農業者支援事業実施計画に関する妥当性
について（協議）

このことについて、別紙のとおり協議します。

注) 1 資料として、事業実施計画書、事業計画一覧表を添付する。

(第5号様式)

(番 号)
年 月 日

〇〇〇農林事務所長

農林水産部長

〇〇年度福島県原子力被災12市町村農業者支援事業実施計画に関する妥当性
について (回答)

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号で協議ありましたこのことについては、異存ありません。

注) 資料として、事業計画一覧表を添付する。

(第6号様式)

(番 号)
年 月 日

事業実施主体名 (申請者) 様

福島県〇〇農林事務所長

〇〇年度福島県原子力被災12市町村農業者支援事業の実施計画の承認について
(通知)

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇号にて申請ありましたこのことについては、福島県原子力被災12市町村農業者支援事業事務取扱要領第2の5の規定に基づき、承認します。

(第7号様式)

(番 号)
年 月 日

〇〇農林事務所長 様

農林水産部長

〇〇年度福島県原子力被災12市町村農業者支援事業の実施計画の割当内示について（通知）

このことについて、下記のとおり割当内示をしますので、事業執行については、適正に処理されるよう願います。

記

項 目	既内示額	今回内示額	計
	円	円	円
合 計	円	円	円

(第8号様式)

(番 号)
年 月 日

事業実施主体名（申請者） 様

[○○市町村長 様]

福島県○○農林事務所長

○○年度福島県原子力被災12市町村農業者支援事業の実施計画の割当内示について（通知）

このことについて、下記のとおり補助金が交付される見込みなので、福島県原子力被災12市町村農業者支援事業補助金交付要綱第3条の規定に基づき補助金交付申請書を提出してください。

記

1 事業実施主体名及び割当内示額

事業実施主体名	補助金割当内示額	備 考
	円 (うち国庫交付金)	

2 提出期限 年 月 日

(第9号様式)

交付決定通知の書例

福島県指令 (課名又は所名の約字) 第〇〇号

交付事業者名 (住 所)
(氏 名)

年 月 日付け 第 号で申請のあった 年度福島県原子力被災12市町村農業者支援事業補助金については、福島県補助金等の交付等に関する規則 (昭和45年福島県規則第107号。以下「規則」という。) 第5条の規定により、次のとおり (又は次のとおり修正の上) 交付することに決定したので、同規則第7条の規定により通知する。

年 月 日

福島県〇〇農林事務所長

〇〇〇〇 印

[交付事業の目的及び内容]

(申請どおり決定する場合)

- 1 補助金の交付の対象となる事業は、年 月 日 第 号で申請 (以下「申請書」という。) のあった原子力被災12市町村農業者支援事業補助金とし、その内容については、申請書の補助事業の内容欄記載のとおりとする。

(修正決定する場合)

- 1 補助金の交付の対象となる事業は、年 月 日 第 号で申請 (以下「申請書」という。) のあった原子力被災12市町村農業者支援事業補助金とし、その内容については、下記のとおり修正するほか申請書の補助事業の内容欄記載のとおりとする。

[補助事業に要する経費、補助金の額及び補助金の額の変更の権限留保]

- 2 補助事業に要する経費及び補助金の額は、次のとおりである。ただし、補助事業の内容が変更された場合における補助事業に要する経費及び補助金の額については、別に通知するところによるものとする。

(国の補助金の目名) 〇〇〇〇〇補助金

補助事業に要する経費	金	円
補助金の額	金	円

[経費の配分]

(申請どおり決定する場合)

- 3 補助事業に要する経費の配分及びこの配分された経費の額に対応する補助金の額の区分は、申請書の経費の配分欄記載のとおりとする。

(修正決定する場合)

3 補助事業に要する経費の配分及びこの配分された経費の額に対応する補助金の額の区分は、次のとおりである。

区分	補助事業に要する経費	補助金額
〇〇〇費	〇〇〇円	〇〇〇円
〇〇〇費	〇〇〇円	〇〇〇円
〇〇〇費	〇〇〇円	〇〇〇円

[額の確定]

(直接交付事業の場合)

4 補助金の額の確定は、補助対象事業費の実績額に、県交付要綱別表に定める各経費に対応する補助率を乗じて得た額と前記3の区分ごとの補助金の額(変更された場合には、変更された額とする。)とのいずれか低い額の合計額とする。

[交付条件]

[交付関係を規制する要綱等の引用]

5 補助事業者は、別表に掲げる法令等に従わなければならない。

6 補助金交付の条件は、前記5に定めるもののほか次のとおりとする。

(1) 補助事業者は、次の各号の一に掲げる場合には、あらかじめ知事(又は農林事務所長)の承認を受けなければならない。

ア 補助事業に要する経費の配分の変更(県交付要綱で定める軽微な変更を除く。)をしようとする場合

イ 補助事業の内容の変更(県交付要綱で定める軽微な変更を除く。)をしようとする場合

ウ 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合

(2) 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、すみやかに知事(又は農林事務所長)に報告してその指示を受けなければならない。

[補助事業者が地方公共団体である場合]

(3) 補助事業者は、県交付要綱第12条第1項により、当該補助事業等に係る国の補助金等と当該補助事業等に係る当該地方公共団体の予算及び決算との関係を明らかにした補助金調書(第8号様式)を作成してこれを保管し、補助事業終了の翌年度から起算して5か年間整備保管しなければならない。

ただし、補助事業により取得し又は効用の増加した財産で処分制限期間を経過しない場合においては、県交付要綱第12条第2項の財産管理台帳(第9号様式)及びその他関係書類を整備保管しなければならない。

[補助事業者が地方公共団体以外の者で証拠書類の保存期間を定める場合]

(3) 補助事業者は、県交付要綱第12条第1項により、この補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ当該収入及び支出について証拠書類を、補助事業終了の翌年度から起算して5か年間整備保管しなければならない。

ただし、補助事業により取得し又は効用の増加した財産で処分制限期間を経過しない場合においては、県交付要綱第12条第2項の財産管理台帳(第9号様式)及びその他関係書類を整備保管しなければならない。

[消費税仕入控除税額が明らかでないため、消費税相当額を含めて交付決定を行う場合]

(4) 補助事業者は、補助金の交付を申請するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税等相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に交付率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）が明らかでないため、消費税等相当額を含めて申請した場合については、次の条件に従わなければならない。

ア 補助事業者は、実績報告を行うに当たって、補助金に係る仕入れに係る消費税額相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

イ 補助事業者は、実績報告の提出後に、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税相当額が確定した場合には、その金額（実績報告において前記アにより減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を県交付要綱第9条第3項により速やかに知事（又は農林事務所長）に報告するとともに、当該金額を県に返還しなければならない。

[財産の善良なる管理者の注意及び処分制限の条件を付する場合]

(5) 補助事業者は、補助事業により取得し又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従って、その効率的な運営を図らなければならない。

(6) 前号の財産のうち1件当たりの取得価格50万円以上の財産について、「減価償却資産の耐用年数に関する省令」（昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。）に定められている財産については、大蔵省令に定められている耐用年数に相当する期間（ただし、大蔵省令に定めのない財産については、農林水産大臣が別に定める期間）においては、知事の承認を受けずに、補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け又は担保に供してはならない。

ただし、補助事業を行うに当たって、補助対象物件を担保に供し、自己資金の全部又は一部を国が行っている制度融資から融資を受ける場合であって、かつ、その内容（金融機関名、制度融資名、融資を受けようとする金額、償還年数、その他必要な事項）を補助金交付申請書に記載している場合は、知事の承認を受けたものとする。

(7) 補助事業者が前号により承認を得て財産を処分したことにより、収入があったときは、当該収入の全部又は一部を知事に納付させることがある。

[申請の取り下げのできる期日]

(8) 県交付要綱第6条の規定に基づき、補助事業者が申請の取り下げのできる期日は、交付決定の通知を受理した日から起算して10日を経過した日までとする。

(別表)

法令等名	年月日番号等	備考
農林畜水産業関係補助金等交付規則	昭和31年4月30日 農林省令第18号	
福島県補助金等の交付等に関する規則	昭和45年10月27日 福島県規則第107号	
原子力被災12市町村農業者支援事業補助金交付要綱	平成28年10月11日付け28日文第153号 農林水産事務次官依命通知	
原子力被災12市町村農業者支援事業実施要綱	平成28年10月11日付け28日文第152号 農林水産事務次官依命通知	
原子力被災12市町村農業者支援事業実施要領	平成28年10月25日付け28文第154号 農林水産大臣官房文書課長通知	
福島県原子力被災12市町村農業者支援事業補助金交付要綱	平成28年11月14日農支第2382号 福島県農林水産部長通知	
福島県原子力被災12市町村農業者支援事業事務取扱要領	平成28年11月14日農支第2382号 福島県農林水産部長通知	
補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律	昭和30年8月27日法律第179号	
補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令	昭和30年9月26日政令第255号	

別記様式 1 及び別記様式 2 は、別シートより差し込み。

(以上)

(注) 交付事業者名は、次の要領で記載する。なお、交付事業者名には、敬称は付けない。

ア 法人（地方公共団体を除く）にあつては、その所在地及び名称

イ 地方公共団体にあつては、その名称

ウ 法人格を有しない団体にあつては、その所在地及び名称並びに代表者又は責任者の住所及び氏名

(第10号様式)

番 号
年 月 日

福島県〇〇農林事務所長

所在地
名称
代表者氏名

[〇〇市町村長]

〇〇年度福島県原子力被災12市町村農業者支援事業着手届
年度 事業に基づく事業を下記のとおり着手しましたので届け
出ます。

記

- 1 施行又は設置場所
- 2 施行者
- 3 施行方法
- 4 事業量
- 5 事業費
- 6 補助金
- 7 着手年月日
- 8 完了予定年月日

(第11号様式)

番 号
年 月 日

福島県〇〇農林事務所長

所在地
名称
代表者氏名

[〇〇市町村長]

〇〇年度福島県原子力被災12市町村農業者支援事業の指令前着手届
年度 事業に基づく事業について、下記により当該事業を着手
したいので届け出ます。

記

1 理由

2 事業計画

着手予定年月日

完了予定年月日

3 指令前着手の条件

- (1) 諸般の事情から補助金が交付されないことになっても異議ありません。
- (2) 補助金交付決定前に事業計画を変更しません。
- (3) 補助金交付決定前に災害を受けた場合は、全額自己負担で復旧します。

(第12-1号様式)

(番 号)
年 月 日

福島県〇〇農林事務所長

所 在 地
名 称
代表者氏名

[〇〇市町村長]

〇〇年度福島県原子力被災12市町村農業者支援事業の実施計画変更承認申請書

年 月 日付け第 号で交付決定通知があった上記の補助事業の内容を下記のとおり変更したいので、福島県原子力被災12市町村農業者支援事業事務取扱要領第7の規定に基づき申請します。

記

- 1 事業名
- 2 補助金交付決定年月日
- 3 変更の理由
- 4 変更の内容
- 5 添付資料（別記様式第2号 他）

(第12-2号様式)

(番 号)
年 月 日

福島県〇〇農林事務所長

所 在 地
名 称
代表者氏名

[〇〇市町村長]

〇〇年度福島県原子力被災12市町村農業者支援事業の実施計画変更届

下記により〇〇年度〇〇事業の実施計画を変更したいので、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 事業名
- 2 補助金交付決定年月日
- 3 変更の理由
- 4 変更の内容
- 5 添付資料

(第13号様式)

番 号
年 月 日

福島県〇〇農林事務所長

所 在 地
名 称
代表者氏名

〇〇年度福島県原子力被災12市町村農業者支援事業補助金のしゅん功届

〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇〇号で交付決定のあったこの事業について、
下記のとおり工事が完了しましたので届け出ます。

記

事業種類	
事業内容 (施設名・処理量等)	
事業費(円)	
着工場所	
着工年月日	
完了年月日	
関係法令検査年月日	
〇〇法	
しゅん功検査年月日 (または予定日)	
引き渡し年月日 (または予定日)	
請負等業者	
工事監理者	

注：請負人等からの完了届の写しを添付すること。

(第14号様式)

番 号
年 月 日

農 林 水 産 部 長

〇〇農林事務所長

〇〇年度福島県原子力被災12市町村農業者支援事業評価報告
(年度)

福島県原子力被災12市町村農業者支援事業事務取扱要領第11の規定により別添のとおり報告します。

(注) 1 添付書類として、国実施要綱第7及び国実施要領第3に基づく別記様式第4号を添付すること。

(第15号様式)

番 号
年 月 日

福島県〇〇農林事務所長

所在地
名称
代表者氏名

[〇〇市町村長]

〇〇年度福島県原子力被災12市町村農業者支援事業で取得した施設等の
処分(目的外使用、譲渡、交換、貸付、担保等)承認申請書
年度 事業で取得した施設等について、下記により処分(目的
外使用、譲渡、交換、貸付、担保等)する必要が生じ、その内容を検討したところ事情や
むを得ないと認められるので、下記のとおりその承認を申請します。

記

- 1 処分等の理由
- 2 施設等の概要
名称、形式、数量、事業実施主体、事業費、補助金額及び補助率、耐用年数
- 3 取得年度
- 4 処分の内容
処分時期、処分方法、処分後の利用計画、処分に伴う条件等、所要経費
- 5 その他必要と認めるもの

(添付書類)

- 1 財産管理台帳の写し
- 2 管理運営規定
- 3 事業実施計画書の写し
- 4 事業実績報告書の写し又は最近3カ年の施設の利用状況
- 5 現況図面又は写真

(第16号様式)

番 号
年 月 日

福島県〇〇農林事務所長

所 在 地
名 称
代表者氏名

[〇〇市町村長]

〇〇年度福島県原子力被災12市町村農業者支援事業で取得した
施設等の増築（改築、移転、更新、模様替え等）届
年度 事業で取得した施設等について、下記により増築（改築、
移転、更新、模様替え等）したいので届け出ます。

記

- 1 増築等の理由
- 2 施設等の概要
名称、形式、数量、事業実施主体、事業費、補助金額及び補助率、耐用年数
- 3 取得年度
- 4 増築等の計画及び事業費等

(第17号様式)

番 号
年 月 日

農林水産部長

〇〇農林事務所長

〇〇年度福島県原子力被災12市町村農業者支援事業で（実施中の）取得した施設等の
災害報告書
年度 事業で取得した施設等が、下記のとおり被災したので報告します。

記

- 1 施設等の概要
名称、形式、数量、事業実施主体、事業費、補助金額及び補助率、耐用年数
- 2 取得年度
- 3 災害の概要
 - (1) 災害の種類
 - (2) 被災年月日
 - (3) 災害の程度
 - (4) 被害見積価格（復旧可能なものにあつては復旧見込み額）